

令和7年度 第1回 後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 議事録

◆日時：令和7年(2025年)7月28日(月) 14:30～16:00

◆場所：後志合同庁舎1階 保健所会議室

1 開会

(事務局)

ただいまから「令和7年度第1回後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を始めます。この地域づくり委員会は、北海道障がい者条例第46条第2項により、会議招集、運営等全般を地域づくり推進員が担うこととされていますので、杉山推進員に進行をお願いしたいと思います。杉山推進員よろしくお願いいたします。

(杉山推進員)

地域づくり推進員の杉山でございます。

ただいまから「令和7年度第1回後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を開催いたします。新しい委員をお迎えしてはじめての委員会になりますので、各委員、地域づくりコーディネーターの皆様、自己紹介をお願いします。(自己紹介)

(杉山推進員)

ありがとうございました。それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。

資料は事前に事務局からデータでも送信しています。資料1～5までありますがお手元にごございますか。

本日の会議は手話通訳を行っておりますので、発言者が誰か分かりやすいよう挙手してから発言していただきますようご協力をお願いします。

本日は午後4時頃の終了を予定していますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 北海道障がい者条例について

(杉山推進員)

それでは、次第2の「北海道障がい者条例について」事務局から説明をお願いします。

(事務局/資料1、資料2)

本日の委員会では、新しい委員をお迎えし、令和7年度最初の委員会ということもありま

すので、改めてこの委員会の設置について定めた「北海道障がい者条例」に関する施策の推進状況や取組方針について、ご説明させていただきたいと思います。

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」いわゆる「北海道障がい者条例」に関して、令和6年度における施策の推進状況について、資料1と2に基づきご説明させていただきます。

資料1をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。北海道障がい者条例の推進にあたっては、Ⅰ～Ⅲに沿って各種の施策に取り組むこととしております。

各圏域の地域づくり委員会の上位組織である「Ⅰ障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」の開催、それから右側にあります、条例の理念や施策内容について広く道民のみなさまに周知するための「Ⅱ条例の広報」、そして、「権利擁護の推進」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「障がい者の就労支援」からなる「Ⅲ条例の主な施策（3つの柱）」です。これらに沿って各種の施策に取り組み、条例の基本理念の実現を図ろうとするものです。

条例に基づく主な取組としましては、右側2ページ目の上段ですが、知事を本部長とします推進本部会議を開催し、今後の取組方針や意見交換を実施しております。下段の「条例の広報」ですが、出前講座等の実施、道及び市町村等におけるパネル展の開催、障害者差別解消法に関する道民フォーラムの開催などを行っています。

次に3ページ目ですが、条例の「主な施策」の3つの柱の1つ目、「権利擁護の推進」ですが、虐待や差別等の解消に向けた取り組みとして、①14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案について協議を行っています。②北海道障がい者権利擁護センターへの相談・報告等の対応状況につきましては、「センターへの相談・報告件数」が114件、そのうち34件が虐待相談で、市町村等の各機関へ通報するなど対応しているところ です。

続きまして4ページ目、「障がいや障がい者に対する道民理解の促進」としてパンフレットを各種イベントで配布したり、条例の内容を解説したパネル展の開催、手話講座等の動画をYouTubeに掲載するなどの取組を行っています。下段になりますが、条例の主な施策の3つの柱の2つめ「障がい者が暮らしやすい地域づくり」として、ただいま申し上げた地域づくり委員会での協議や、地域支援体制づくりの推進として、後ほど資料3-2でご説明します広域相談支援体制整備事業として、地域づくりコーディネーターと連携して市町村の相談支援体制づくり等の支援を行っています。各地域づくり委員会への協議申立等の受付状況は6ページ、各圏域における主な協議事項は7ページをご覧ください。

続いて5ページ目、「主な施策」の3つの柱の3つめ「障がい者の就労支援」についてです。(1)のとおり、関係機関と連携し、各種の取り組みを推進しています。(2)企業等と連携した取り組みとしまして、「障がい者就労支援企業認証制度」の登録を推進しており、今年の3月末現在で225社を認証登録しています。障がい者の就労を応援する企業や市町村を登録する制度（「道民一人1アクション」）については、570の企業、80の市町村と個人に拡大しています。その他、(3)障害者就労施設等への官公需の発注促進や(4)指定法人

制度の推進、そして、(5) 障害者就労施設等の製品の販路拡大に向けた各種取組を行っています。

6 ページから 14 ページは、取組の詳細についてとりまとめていますので、後ほどご確認くださいと思います。

続きまして資料 2、令和 7 年度を取組方針です。1 ページ目をご覧ください。本年度を取組方針としまして、「基本方針」と「重点方針」を設定しています。「基本方針」としては「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考えのもと、取組を進めることとしています。

「重点方針」ですが、令和 6 年度からの変更点はありません。1 の条例の広報、2 権利擁護の推進、3 障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進、4 障がい者の就労支援、としています。

続いて次項は今年度の関連施策の内容となっています。一部令和 6 年度から若干の変更点がありますが、引き続き昨年度と同様の施策を進めていくこととしています。

こちらの資料に記載はありませんが、重点方針 4 の「障がい者の就労支援」の取組として、道経済部と道教育委員会が主催して昨年度に引き続き特別支援学校の企業向け見学会を予定していますので少しご紹介させていただきます。

令和 6 年 4 月以降、法定雇用率の算定基礎の対象に新たに週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者が追加されるとともに、法定雇用率が、民間企業は段階的に 2.7% に引き上げられることから、より一層の障がい者雇用の拡大が求められているところです。障がいのある方々が、その能力を最大限に発揮し、職業を通じて社会参加できる環境を築いていくために、障がい者雇用未経験の中小企業等を対象とした、特別支援学校の見学会が道内各地で実施されます。後志管内では小樽にあります高等聾学校が対象となっていますのでご紹介させていただきます。

以上、北海道障がい者条例について、令和 6 年度の施策の推進状況と令和 7 年度を取組方針(案)についてご説明させていただきました。

(杉山推進員)

ただいまの「北海道障がい者条例について」資料 1 と資料 2 の内容に関して事務局から説明いただきました。

ただいまの説明にご質問等ございますか。(質問等なし)

3 令和 6 年度後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会事業報告について

(杉山推進員)

続きまして、次第 3 の「後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会令和 6 年度事

業報告について」事務局から説明をお願いします。

(事務局／資料3)

後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の令和6年度の事業報告について、資料3によりご説明します。

6月に開催した第1回の委員会では、地域生活支援拠点の整備状況や自立支援協議会の活動状況等の情報共有を行いました。

今年の3月に開催した第2回の委員会は障害者差別解消法に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の位置付けとし、市町村身体・知的障害者相談員及び地域相談員、障害福祉サービス事業所職員、市町村職員等を参集し、杉山先生から合理的配慮に関するご講演をいただき、参加者がグループワークを行いました。

また、「障がい者が家を借りにくい」案件について意見交換を行っていただきました。

本件に関しましては様々な課題が背景にありますことから、各地域において地域課題に対する議論を活発に行えるよう、引き続き市町村自立支援協議会の実施状況の確認や活性化を働きかけていきたいと考えています。

こうした市町村への支援内容につきましては、この後地域づくりコーディネーターからご報告させていただきます。

また、この案件の背景には障がい者に対する差別があったと考えられることから、このあとの次第5の令和7年度事業計画のところでもご説明しますが、10月に開催する障害者差別解消法道民フォーラムの開催にあたりましては、幅広い業種への参加を働きかけていきたいと考えています。

それでは続きまして、市町村への支援について令和6年度の活動報告をさせていただきます。

道では、地域づくりに関する助言・調整等の広域的支援を行うため、「広域相談支援体制整備事業」を毎年実施しており、今年度も昨年度に引き続き、社会福祉法人後志報恩会様に委託して、実施しています。

本日まで出席いただいております地域づくりコーディネーターは、北海道障がい者条例に規定する「支援員」として、専門的見地から広域的支援を行っていただいています。

事業の活動報告と後志圏域の状況について地域づくりコーディネーターからお願いします。

(橋本地域づくりコーディネーター／資料3-2)

令和6年度後志圏域広域相談支援体制整備事業活動報告の概要について、報告します。

この報告書は、後志圏域において障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、広域的な視点から相談支援体制や地域づくりを支援する事業の活動状況をまとめたものです。

事業の目的と役割ですが、広域相談支援体制整備事業は、障がい者総合支援法に基づき、

専門性の高い相談支援（発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業、障がい児等療育支援事業、障がい者就業・生活支援センター事業の4種類）の提供を通じて、障がいのある方の自立した日常生活・社会生活を支援します。これは地域生活支援事業の必須事業です。

地域づくりコーディネーターは、「北海道障がい者条例」に基づき、市町村ごとの地域特性を踏まえて、地域の相談支援体制の構築や施設入所者の地域移行を助言・調整する役割を担っています。

基本方針としましては、次の4点です。

- ①地域の協議会（自立支援協議会）を中心とした相談支援体制づくりを目指します。
- ②施設入所者の地域移行のため、緊急対応が可能な体制構築（地域生活支援拠点）を支援します。
- ③相談支援体制構築と地域移行支援は一体的かつ効果的に進めます。
- ④公平性・中立性を確保します。

主な業務内容ですが、広域相談支援体制整備事業の業務は多岐にわたりますが、特に2つの柱に基づき実施しています。

1つ目は、市町村への支援として、

- ・地域の協議会（自立支援協議会）へ参画し、ネットワーク構築の助言・調整
- ・困難事例への助言や専門的支援システムの立ち上げ支援
- ・市町村相談支援体制の評価、社会資源の点検・開発支援
- ・市町村子ども発達支援センターへの活動支援、連絡調整、情報提供、研修
- ・地域生活移行のための市町村体制づくりへの支援
- ・基幹相談支援センターの設置・運営支援
- ・地域生活支援拠点等の整備及び整備後の支援

2つめは、圏域内の相談支援体制の充実として、

- ・「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」への参画
- ・相談支援従事者等のスキルアップのための地域研修の実施
- ・道の研修への協力
- ・地域生活移行促進のための圏域間調整

また、北海道の障がい者福祉に関するシステムづくりとして、北海道自立支援協議会と連携し、全道的なシステムづくりで主導的な役割を担っていきます。

令和6年度の活動状況ですが、具体的な活動として以下の取り組みを行いました。

- ・後志圏域20市町村へ訪問し、事業説明、道の重点方針の説明、地域課題等のヒアリング
- ・後志圏域各地域の自立支援協議会および部会への参加
- ・後志圏域地域生活移行支援協議会（精神障がい者地域生活支援事業）への参加
- ・月例開催で地域課題の共有、相談支援力の向上を図る目的で、後志圏域相談支援連絡協議会の開催

- ・後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会への参加
 - ・道央3圏域（石狩、空知、後志）によるブロック会議を開催し、地域研修の企画・運営などの実施
 - ・北海道ケアマネジメントネットワーク等が主催する相談支援従事者研修への参加
 - ・地域生活定着促進事業における犯罪を犯した人などの地域生活定着支援を目的とした北海道地域生活支援推進会議への参加
- などを行いました。

続いて、後志圏域の現状をお話させていただきます。

- ・自立支援協議会: 5つの地域（小樽市、南後志地域、羊蹄山ろく地域、岩宇地域、北後志地域）全てに設置済み。
 - ・地域生活支援拠点:小樽市と北後志地域に設置済み。
 - ・基幹相談支援センター:南後志地域を除く全ての地域に設置済み。
 - ・市町村子ども発達支援センター:岩宇地域を除く全ての地域に設置済み。
- となっております。

後志圏域の障がい者福祉における行動指針として、

- ・地域の協議会機能を最大限に活用し、後志圏域の全地域で自立支援協議会は設置されていますが、その運営の質や関与度には地域差がある可能性があり、「個別事例から地域課題へ」の視点を徹底し、協議会で具体的な地域課題を明確化し、解決策を議論するサイクルを確立し、各事業所の積極的な協議会参画を促して多様な職種や機関（医療、教育、雇用など）の連携を強化することとします。

・「もしもの時」にも対応できる地域基盤の整備が必要と考えています。現状として、地域生活支援拠点は、後志圏域では小樽市と北後志地域のみに設置されており、残りの地域では未整備です。これは、障がいのある方の高齢化や「親亡き後」を見据えた緊急時対応への大きな課題となっています。その為、未整備地域（南後志、羊蹄山ろく、岩宇地域など）では、地域生活支援拠点の整備に向けた具体的な計画策定を市町村と連携して推進し、すでに拠点がある地域では、緊急時対応だけでなく、多様な機能（相談、医療連携、地域移行支援など）の活用促進に努めることで、緊急時の受け入れ体制や医療的ケアへの対応を含め、地域全体で障がい者を支えるセーフティネットの構築に貢献したいと考えています。

・専門性を高め、質の高い相談支援を提供する為、現状の認識として、相談支援専門員の担当件数増加や、地域資源の不足といった課題が挙げられています。また、現場職員の中には自立支援協議会を知らないという声もあり、相談支援に関する知識の浸透が不十分な可能性も示唆されていることから、月例で開催される「後志圏域相談支援連絡協議会」を最大限に活用し、地域課題の共有と相談支援スキルアップの場とし、相談支援従事者等のスキルアップのための地域研修を企画・実施し、職員全体の専門性向上を図りたいと考えています。

これらの取り組みに関しては、各地域の基幹相談支援センター等との連携を強化し、対応困難事例への助言や専門的支援システムの立ち上げを支援することで、圏域全体の相談支

援体制を底上げできるよう今年度も取り組んでいきたいと思ひます。

以上で説明を終了しします。

(杉山推進員)

ただいまの説明にご質問等ござひますか。(質問等なし)

4 手話言語条例について

(杉山推進員)

それでは、次第4の「手話言語条例等について」にうつります。

岩宇4町村では、3月に手話言語条例を制定したと伺ひています。この条例の制定にあたっては、本日ご出席の山野委員が後志ろうあ協会会長として、取り組んでこられたと伺ひています。

今日は道における手話言語条例等について事務局からの説明のあと、山野委員から条例制定に至るまでの経緯について、ご紹介をお願いしたいと思ひます。

初めに事務局から説明をお願いします。

(事務局/資料4)

山野委員からご紹介いただく前に、北海道手話言語条例等について簡単にご説明しします。本日お配りしましたカラーのパンフレット(資料4)をご覧ください。

道では平成30年に「障がいの有無に関わらず、すべての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会を実現するため」、「北海道手話言語条例」と「北海道意思疎通支援条例」を制定しました。

少し長いですが条例の正式名称だと条例が目指すものが分かりやすいかと思ひます。

「北海道手話言語条例」は略称で、正式には「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」です。

「北海道意思疎通支援条例」は略称で、正式には「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」です。

初めに国の動きに簡単にご紹介ししますが、日本は平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。条文では「条約の定義」として、「意思疎通」の多様な形態について示しており、「言語」について、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」とされています。

この障害者権利条約の締結に先立ち、国内では集中的に国内法制度の改革が進められました。その一つが障害者基本法の改正です。平成23年8月の障害者基本法改正により、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機

会の拡大が図られること。」と明記されました。この障害者権利条約批准と障害者基本法の改正の中で、手話が言語であるということがはっきりと記されました。

続いて道の動きになりますけれども、平成26年3月に「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書」が道議会で可決され、平成27年4月の知事公約において、「手話を言語と認め、聴覚障がい者が暮らしやすい社会環境を整備するため、「手話言語条例（仮称）」を制定する。」とされました。

その後、平成28年1月に、道の障がい者施策推進審議会の中に意思疎通支援部会を設置して関係各所との様々な調整を経た後、平成30年3月の第1回定例道議会において、2つの条例が可決されたところです。

参考としまして、手話言語条例や意思疎通支援条例について、全国の制定状況を全日本ろうあ連盟様のHPでも確認できるようになっておりますが、自治体によって、道と同じく2本立ての条例としたり、1本化したりと様々です。道の場合も、様々な意見がございましたが、関係団体様のご意見や知事公約の内容を踏まえまして、2本立てで制定することになりました。

それでは2つの条例のうち、手話言語条例についてご説明します。

障害者基本法の改正や障害者権利条約の批准により、手話が言語として明確に位置づけられましたが、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、広く道民の理解を得られておらず、また、手話を言語として使用しやすい環境が十分に整備されていない状況にありました。このような状況を解消すべく、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進するために制定されました。

条例の内容としましては、大きく3つあります。

一つ目が条例制定の「目的」として、「言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、手話を使いやすい社会の実現」。

二つ目が「手話が言語であるとの認識の普及等」として、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であるとの認識の普及、そしてこれらについて、道民の理解及び尊重するよう努めること。

そして三つ目が「手話を習得する機会の確保等」として、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等とともに手話を習得する機会を確保するよう努めること。聴覚障がい者が在籍する学校や勤務する事業所において、手話を習得する機会の確保を図るための支援を行うよう努めるものとする。

などとなっております。

続きまして、道内市町村における手話条例の制定状況ですが、北海道ろうあ連盟様のホームページに掲載されている地図をお借りして6月時点の状況をご紹介します。

市制定が24箇所、町制定が9箇所、村制定が2箇所、全体で、35市町村で制定されています。

この後、山野委員にご紹介していただきます岩宇地区4町村においては、共同で手話言語

条例を制定し、今年の4月から施行されています。

後志圏域の状況ですが、20市町村の中で小樽市が平成30年度にすでに制定しており、今回の岩宇地域での制定により、1市2町2村が制定されたことになります。

泊村、神恵内村については、全道の村で初めて制定されました。

最後に今年の6月に施行されました「手話施策推進法」についてご紹介させていただきます。

法制定の背景として、冒頭でもご説明しましたが、障害者基本法において手話が「言語」と位置付けられ、各種の施策が講じられてきたところです。これらの施策のより一層の推進を図るため、手話に焦点を当てた新たな法律の制定が必要とされたところです。

また、きこえない・きこえにくい人の国際スポーツ大会である「デフリンピック」が今年の11月に日本で初めて開催されるのを前に、手話に関する国民の関心も高まってきているといった背景もあります。このような状況を踏まえ、手話施策推進法は、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定める等により当該施策を総合的に推進することを目的として、令和7年6月に参議院と衆議院において、それぞれ全会一致で可決され成立に至りました。

手話に関する施策を総合的に推進するにあたり、「基本理念」として①から③の3つが定められました。

一つ目が手話の習得・使用に関する施策を講ずるにあたって必要な環境の整備を図ること

二つ目が手話文化の保存・継承・発展

三つ目が手話に関する国民の理解と関心 です。

最後のページですけれども、道の取組の1つとして、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」というものを、道職員が率先して「情報保障」について取り組んでいくための参考資料として作成しておりまして、毎年、新規採用職員研修などでその内容を説明しているところですので、参考までにお知らせします。

以上、手話言語条例について、ご説明させていただきました。

(杉山推進員)

それでは、山野委員から、事務局とのインタビュー形式により、ご紹介をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

(事務局)

それではここからは、岩宇4町村で制定された手話言語条例の制定に至るまでの経過などについて、山野委員からご紹介いただきたいと考えておりますが、その前に、後志ろうあ協会さんの取り組みなどについて教えていただきたいと思えます。

私から、インタビュー形式で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、山野委員がいらっしゃる後志ろうあ協会様の概要について教えてください。
いつ設立されて、何名ぐらい会員さんがいらっしゃるか、教えていただけますか。

(山野委員)

後志ろうあ協会は52年前の昭和48年に設立され、現在53年目です。会員は全員聞こえない人たちが構成されており、およそ20名程度います。会員は余市町に住んでいる人が多いです。余市町の他には、古平町、神恵内村、泊村、寿都町、黒松内町に住んでいます。会員ではない聴覚障害の方が他の町村に居住しているという話は聞いています。会員になることは強制ではありません。

(事務局)

それでは山野委員はいつ、会長に就任されましたか。
また、協会ではどのような活動を行っていますか。

(山野委員)

私は6年前の2019年に会長に就任して今も続けています。

後志ろうあ協会では耳が聞こえない人や聞こえにくい人たちの生活を保障する活動をしています。具体的には手話言語条例を自治体で制定してもらい、手話や聴覚障害についての理解を深めてもらいます。他に公共交通機関、飛行機やJRなどを利用する際に、聴覚障害を理由に、何かあった時に耳が聞こえないという理由で、一人で乗ることを断られることがあります。地域のろう者からこのような困り事の相談がろうあ協会にあった場合は、ろうあ協会の上の団体の北海道ろうあ連盟を通じて国土交通省へ、耳が聞こえなくても手話を使ったり、音声認識アプリなどを使用して、意思疎通を図る努力を講じており、意志が伝わらないということはないので、聞こえる人と同じように自由に交通機関を利用出来るように要望を出すということをしています。

後志ろうあ協会単体では、聴覚障害を持っていることでコミュニケーションがとれずに、人と会うことを苦手として家の中にずっといる会員も少なくはないです。そのため外に出て、会員として手話でストレスなくお喋りをして、楽しく過ごしてもらうために、2ヶ月に1回くらいのペースで行事を開催しています。行事は主に新年会や3/3は「耳の日」として制定されているので、耳の日記念事業で、講師を外部から呼んで講演を行ってもらったりします。この他にも温泉旅行やパークゴルフ大会を開催しています。

(事務局)

それでは、条例制定に至るまでのことについてお伺いします。

3月に岩宇4町村で手話言語条例が制定されました。

条例の制定にあたっては、後志ろうあ協会様が、4町村と共同で策定作業を行ったと伺っ

ています。

条例の制定に至るまでの経過を教えてください。

(山野委員)

後志ろうあ協会や北海道手話通訳問題研究会後志支部から要望があり、2019年から後志ろうあ協会で動き始めました。条例制定にこれまで関わった経験のある北海道ろうあ連盟理事と言語条例の勉強会を開催しました。

2020年にまず、会長の私が住んでいる泊村に手話言語条例の制定の要請書を提出しました。その次に2022年に北海道議会の「手話を広める北海道議会議員連盟」会長に相談し、泊村議員から泊村へ請願書を提出してもらいました。このことをきっかけに、4町村で同時に制定へ向けて進めることになりました。2020年から2022年はコロナ禍等であったため、積極的には活動しませんでした。

(事務局)

条例の制定に向けては、町村の関係者と座談会を開催したと伺っておりますが、この座談会の内容について教えてください。

(山野委員)

座談会では、主に言語条例を制定した後に市町村で手話を広めるためにはどのような方法をとるのが良いのか話し合いました。

後志では町村に住む聴覚障害者が少ないこと、自分で車を運転して動ける聴覚障害者が少ないことで、他の市町村のように積極的に出前講座を開催することが出来ません。その代替案として、手話情報を広報に毎月一つでも良いので掲載してもらい、役場の職員や病院の職員、商工会などに知っていただく機会を作ることを提案しました。聴覚障害者は一般社会で生活しており日常生活でも買い物をするため、商工会を含めて聴覚障害について勉強して理解を深めてもらい、また小中学校の公教育の機会を使って、手話授業をすることなどを願いました。

他には、災害時に聴覚障害者が避難所でどう過ごすかを話しました。耳が聞こえないと耳からの情報、例えば声だとか音だとかが全く入ってこないため、避難所で飲み物や食べ物を配布すると声で案内されても知らないまま、水だけで食べ物が無いということは、これまでも東日本や能登の震災の時にもありました。

そのため、避難所に聴覚障害者であることが分かる、ビブスを常備してほしいということを伝えました。

(事務局)

先ほど公共交通機関を利用するときに、聴覚障害があるということで断られる事案があ

ると伺いましたが、これ以外にも、後志地域における聴覚障害の方を取り巻く現状や課題などについて教えていただけますか。

(山野委員)

後志地域では手話通訳者や要約筆記者が少ないです。

要約筆記者の要請や派遣事業を行っていないので、情報保障の選択肢があまりありません。手話奉仕員の養成や手話通訳の派遣事業は行っております。

また、後志ではあまりバスとか電車がないので、手話通訳者のみなさん車で手話通訳を受けてくださるので、そのような方法ではなく、タブレットを利用して遠隔手話通訳事業というものがあまして、これは手話通訳者本人が利用者のところまで来ることなくタブレットを利用してインターネットに繋いで画面を見れば、手話通訳のサービスを提供することが出来ます。

遠隔手話通訳は災害時にも利用できます。地元の手話通訳者が被災していると現地に來ることが出来ないので、タブレットとネット回線を利用して手話通訳を受けることが出来ます。

(事務局)

それでは最後の質問になりますが、3月に岩宇4町村で手話言語条例が制定され、国では、6月に法律が施行されました。

今後、後志ろうあ協会様は、どのような活動を予定していますか。

また、条例や法律の施行によって、今後どのようなことを期待されますか。

(山野委員)

後志ろうあ協会は所轄している19町村、小樽市は小樽市ろうあ協会があるので、残りの19町村のうち、条例が制定されたのがまだ4町村のみなので、残り15町村でも早急な条例制定に向けて、活動していきたいと思っています。

今年度から、北後志地域、余市、仁木、積丹、古平、赤井川と、羊蹄山麓地域、倶知安、ニセコ、蘭越、京極、真狩、喜茂別、留寿都と、南後志地域、黒松内、寿都、島牧で条例制定の要望書をこれから提出する予定です。

それで手話施策推進法が施行されたので、各自治体で今後、言語条例が制定されて聴覚障害者が孤立することなく、日常生活を安心して送れることを期待しています。

(事務局)

ありがとうございました。インタビューは以上です。

(杉山推進員)

ありがとうございました。

ただいまの山野委員からのご紹介について、ご質問等はございますか。(質問等なし)

5 後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会令和7年度事業計画について

(杉山推進員)

続きまして、次第5の「後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会令和7年度事業計画について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の令和7年度の事業計画について、資料5によりご説明します。

道では、障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いにできることを考える、そのようなきっかけにすることを目的として、毎年道内各地で「障害者差別解消法道民フォーラム」を開催しています。今年、このフォーラムを倶知安で開催することになりまして、現在、道本庁が主体となって準備を進めているところです。

倶知安での開催は平成29年に開催して以来で、倶知安町さんが共催してくださることになっています。開催日は10月14日で、振興局講堂で行う予定です。詳細はまだ決定していない部分がありますが、基調講演と活動報告などを予定しております。

今年度はこのフォーラムを「障害者差別解消支援地域協議会」の位置付けとして、地域づくり委員の皆さまにもご案内させていただきたいと考えております。

また、障害者差別解消法については、令和6年4月に一部改正法が施行され、これまで努力義務とされていた民間事業者による合理的配慮の提供が法定義務化されるなど、障がいのある方について知ることや、障がいのある人が様々な困難に直面していることへの気づきが重要になっていることから、より多くのみなさまに知っていただきますよう、幅広い業種への参加の働きかけを行っていきたいと考えています。

以上、令和7年度の事業計画についてご説明を終わります。

(杉山推進員)

ただいまの令和7年度事業計画、道民フォーラム in 倶知安、または今後の地域づくり委員会について、ご質問等ございますか。

札幌でのフォーラムに去年参加させていただきましたが、それを今回倶知安で行うということで、倶知安の人たち、様々な業種の人たちに、合理的配慮についてご理解いただく、

非常に貴重な機会なのではないかと考えています。昨年度の事案でありましたように、例えば不動産業者の方とか、交通関係の方々ですとか、そういった様々な業種の方に働きかけて、ぜひ参加をお願いしたいと考えていますが、そのような働きかけは予定されていますか。

(事務局)

事務局から幅広い業種に呼びかけていきたいと考えています。不動産業者はもちろんですが、先ほど山野委員から、交通機関を利用するときに差別があったという事例もあると伺いましたので、交通事業者も含めて、倶知安町さんのご協力もいただきながら、幅広い参加を呼びかけたいと考えています。

(杉山推進員)

大事なところは、合理的配慮が民間業者に関しても法的な義務になって、合理的配慮の不提供というものが障害者差別解消法の法律違反になること。合理的配慮についてのパンフレットを同封することができれば、民間業者でも合理的配慮が法的な義務になったことを業務に関わるものとして認識していただけるのではないかと思います。

法律や条例を作ってそれをどう伝えていくのかは非常に重要であって、今回はそういう意味では後志圏域の人たちに「合理的配慮」というものの意味について考えていただくという点で、非常にいいチャンスなのではないかと思っておりますので、ぜひ、この機会を生かしていただきたいと思っております。

その他、ただいまの説明をご質問等ございますか。(質問等なし)

6 その他

(杉山推進員)

それでは次第6「その他」として委員の皆様ご自身が考えている地域課題に関するご意見や情報提供などは何かありますか。

この委員会では、差別や虐待等の申し立てを受け、協議することとなっておりますので、申し立てがあれば内容に応じて、皆さま方の中から数名指名させていただき、協議をしていただくことがございます。その際は、随時開催となりますのでよろしくお願いいたします。

(前回委員会(非公開)の議論に関する発言等→個人情報を含むため非開示)

(駒田委員)

資料3-2の報告に当たり、「2.令和6年度活動状況報告」の「①市町村訪問」というのがあります。各市町村を回ってヒアリングされたということでしたが、市町村の中で抱えている課題はいろいろ分かったのでしょうか。私たち現場で支援している人たちの課題と、行政

の人が抱えている課題に、差や違いがあったのかその辺を聞かせてください。

(橋本地域づくりコーディネーター)

毎年市町村訪問をさせていただきまして、基本的には各市町村の担当者の方、それから各地域の相談支援事業者の方にもお話を聞きまして、地域の課題ですとか、それから地域生活支援拠点整備についてですとか、そういった事業の取り組みに関しての意見交換をさせていただいています。

共通するのは「社会資源が足りない」。それから、羊蹄山麓では家賃がかなり高くて、例えば生活保護を受給されている方が家賃扶助を受ける際に、それだけでは全然賄えないので、簡単にアパートに（住む）ということができない状況があり、安いアパートや住む場所があるかというところでもなく、グループホームも極端に少ない。というような状況は確認をさせていただいています。

あとは人材不足。これは後志管内で大きな課題になっています。人事関係だけではなくて、「福祉の担い手」と考えると、そこはどうしたらいいのかと。それぞれの（自立支援）協議会の方でも、皆さん事務局会議とかも開催しているので、現場の方達の間で共有されていると思いますので、そこに一緒に加わらせていただいて、話し合いができたらと思っています。それは引き続き続けていかなければいけないと思っています。

(杉山推進員)

こういった問題共有をここでしていくというのもこの委員会の役割だと考えております。その他、よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、第 1 回後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会を終わります。

7 閉 会

(事務局)

委員のみなさまお疲れさまでした。

また、様々なご意見等いただき感謝申し上げます。

以上、本日は大変お疲れさまでした。